

●禁止地域に、許可を得て掲出できる**公共的な道標や案内図板等**

禁止地域に許可を得て設置(表示)できる「公共的な道標等」の基準

- ◇ 1個の広告物の表示面積は、10㎡以下であること。
- ◆ 公共的目的をもって設置される広告物であり、店舗や工場または事務所の場所などの案内用広告物とは異なるため、原則として、公共施設等を除き、個々の事業所等の名称は表示しないこと。

※紙やプラスチック等を用いて、比較的簡単な構造により作成され、**個々の事業所等を表示した営利を目的とする地図状の広告物で、塀やフェンス若しくは壁等に取り付けられるものは、公共的な道標や案内図板に該当しないため、適用除外できません。**(はり紙、はり札、立看板等として、許可が必要な広告物として扱います。)

※自治会等が、当該地域の個人宅などを表示した案内板を設置しようとするときは、事前にご相談ください。

※医院、介護施設、福祉施設等を案内する広告物を表示しようとする場合は、事前にご相談ください。